



毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

7 - 2002

税制改革の行方 法人・所得課税は不透明

堀 義 男

(時事通信社経済部次長)



税制改革をめぐっては、政府税制調査会、経済財政諮問会議ともに六月の基本方針策定に向け、詰め込み議論を進めているさなかです。ではありませんが、あえて結論めいたことを最初に申し上げますと、政府税調、諮問会議の方向性がほぼ一致しており、早期具体化に向けた議論が進むだろう項目として、相続・贈与税の見直し、各種控除の縮減、中でも配偶者特別控除の廃止を含めた大幅縮減、研究開発投資への優遇税制拡充、中小業者からの猛反発という「不透明な要素」はあるものの、消費税の益税対策——が挙げられます。

控除(定額控除だけで六十五歳以上百万円)などの見直し論があります。また、預貯金などの利子や株式の配当・譲渡益、不動産への投資収益などの資産運用所得といった金融所得に關し、損失を差し引く形で合算した上で、勤労所得と切り離して低い税率を一律適用する「二元的所得税」、十種類ある酒税の税率区分簡素化、たばこ税引き上げ、各種租税特別措置の見直しなどの論点も挙がっています。中でも、特定扶養控除は来年度の縮減に向け、議論が加速するでしょう。

一方、政府税調と諮問会議の間で意見の相違が目立つのが、基本理念の「広く薄く」についての解釈です。一言で言えば、諮問会議は民間議員を中心に課税範囲の拡大による「広く」と同時に、「薄く」にも力点を置き、所得課税での一段の累進緩和、税率引き下げ、法人課税の税率引き下げ——を打ち出しています。これに対し、政府税調は「薄い課税」は実施済みとして、「広い課税」による増収を重視しており、両者の対立は抜き差しならないものがあります。国税と地方税を合わせた実効税率を引き下げること、両者の妥協を図るうとの考えもありますが、そのための有効な具体策を示し得るのかどうか。今後の自民党税制調査会を巻き込んだ調整は難航必至です。

消費税の免税点引き下げも、冒頭に紹介した四項目について説明しますと、配偶者控除制度とは、妻(または夫)の収入に応じて、夫(または妻)の課税所得から控除分を引き、その分税負担が軽くなる制度です。例えば、妻の年収が百三万円以下の場合、配偶者控除(三十八万円)と配偶者特別控除(最高三十八万円)の七十六万円を夫の課税所得から引けるなどのため、百三万円分を超して働こうとする意欲をそいでいるとの指摘があります。今後、少子化で労働力不足が懸念される中、女性はより一層貴重な労働力と期待されます。女性の社会進出を促す観点から、配偶者控除を縮減すべきだとの意見が政府税調や諮問会議に台頭しています。

(1)

次いで、相続税・贈与税を一体化し、親子や配偶者間の資産の生前贈与を促すことで、高齢者の金融資産を現役世代に移転、消費や住宅投資の活性化を図るうとの議論があります。その代わり、

現在は生前贈与による「節税」を防ぐため、相続税より高くなっている贈与税の税率引き下げや控除枠（現行年百十万円）の拡大、累進税率の相続税並み緩和を図ってはどうかとの考えです。また、住宅投資活発化のため、住宅取得資金の生前贈与に際しての非課税枠（同五百五十万円）の拡大要求も与党、経済界に強まっています。

三番目は、研究開発費の増額分の一部を税額から控除する研究開発優遇税制の拡充です。財務省は研究開発費用が売上高の一定割合を超えることを条件に、生命科学、IT、環境、ナノテクの四分野に絞る考えです。一方、経済産業省や経済界は「対象を限定すべきでない」との意見です。

最後に益税見直しです。売上高が年三千万円以下の事業者は消費税を免除（全体の六割強）されています。ただ、一部の事業者は消費税分も徴収しながら、国に納めないケースがあるのではないかとの疑念が持たれています。さらに、売上高二億円以下の事業者は、業種ごとに売上高に対する仕入れ額の割合を五〇―九〇%とみなす簡易課税制度が適用（課税事業者の五割弱）されていますが、実際には仕入れ時に負担した消費税額がみなし率で算定した額を下回るケースが多く、差額が事業者の手元に残っているとも指摘されます。そこで、免税点を一千万円以下、簡易課税対象を一億円以下にするなどして、「益税」の是正に努めるべきだとの主張が浮上しています。ただ、こうした措置は消費税導入時に中小業者の反

発緩和のために実施した経緯があるだけに、見直し作業は容易ではないと予想されます。

「抜本改革」には遠く

一方で、政府税調、諮問会議ともに、地方の税財源・交付税の在り方、税・社会保障を含めた今後の在るべき国民負担水準、言い換えれば高齢化社会の福祉財源をどうするのか、その際の消費税の在り方、さらには地球温暖化問題との絡みで浮上する環境税といった「根本問題」に関して、具体的な見取り図を描けるだけの議論を尽くしているとは言えないと思います。

消費税については、政府税調が将来の引き上げ方針を打ち出しました。ただ、時期・幅などには言及していませんし、小泉首相自身が、「自分の政権では消費税引き上げは実施しない」と宣言している下では、言いつばなしの感があります。地方の税財源・交付税の在り方も、地方分権推進改革会議が四月四日のヒアリング以降、諮問会議の議論待ちでほぼ開店休業状態ですし、片山虎之助総務相が諮問会議に示した、地方消費税を二%に拡大することなどを通じて国から地方へ五兆五千億円の税源を移譲するとの案も、議論が深まる兆しはありません。地方自治、税制上の大問題をめぐる議論は生煮えの状況です。

そうなりますと、小泉首相が昨年十二月に政府税調の石弘光会長を官邸に呼んだ際や、今年一月の政府税調総会への諮問時に力説した「税制の抜本改革」に今回の論議が当たるのか、という疑問

がわいてきます。「抜本改革」という言葉から期待されるのは、少子高齢化・国際化など日本を取り巻くさまざまな変化を踏まえて、先ほど申しました消費税、地方の税財源・交付税、社会保障を含めた国民負担（例えば二〇〇四年度までに基礎年金の国庫負担を「三分の一」から「二分の一」に引き上げなければなりません）が、その必要財源二兆七千億円はどうするのか——などについて、もつと議論を戦わせ、大胆に切り込むことではないかと思っています。

例えば、これまで各種控除の設定などによって課税最低限が引き上げられた背景には、消費税導入・税率引き上げに伴い、所得の低い階層ほど税負担が重くなる逆進性は正の狙いがありました。「四人に一人は所得税を納めていない」という税の空洞化問題解消に向けて課税最低限の引き下げを検討するに際し、「抜本改革」という以上は消費税導入をめぐるこうした「過去」にどうけりをつけるかも求められるのではないのでしょうか。

財務省の肩を持つつもりはないのですが、「政府税調では手に余る面もあり、地方交付税、社会保障関係を諮問会議でもつと議論してもらいたい」と同省の中堅幹部が指摘していました。これらは府省をまたがる政府横断的な問題だけに、「もつともだ」と言わざるを得ないと思います。

首相の意欲に疑問も

小泉首相は当初、「税制の抜本改革は構造改革の柱である」と意気込んでいました。しかし、実

際には諮問会議と政府税調、さらに自民党税調それぞれ役割分担を明確にしないまま議論を走らせています。さらに、デフレ対策の検討を進める中では当然、減税が項目として上りますから、デフレ対策と税制論議が「混乱」しているくらいもあります。この結果、「船頭多くて…」という例え通りになっている面は否定できません。

小泉首相に求められるのは、当面のデフレ対策と来年度（場合によっては今年度）税制改革の課題となる政策、そして中長期的な税制改革の方向を三位一体でまとめるため、明確な指導力を発揮し、責任を明確にしながら政策を決めることにほかなりません。その点で、首相からは意欲をほとんど感じられないのが現実です。

これに関しては、一つには郵政改革法案や有罪法制など、首相が「本丸」と思いを定める分野に切り込んだ結果、税制改革への関心が低下したのだ、という見方を示す向きがあります。また、税制改革の背景には、「経済活性化に資する改革」という手土産を六月のサミット・日米首脳会談に携えていく狙いもありました。しかし、株価下落が止まり、循環的に景気が底入れするという局面を迎え、首相から「何が何でも欧米にアピールできる具体策を」という切迫感が失われたのではないかと、との指摘もあります。さらには、田中真紀子前外相更迭をきっかけとした支持率急落で、税制の抜本的改革という一大事業に取り組み上で不可欠な求心力が、小泉政権から失われたのではな

いか、との声もあります。

秋以降がヤマ場

ところで、六月に税制改革に関する政府税調、諮問会議それぞれの基本方針がまとまって、「税目」ごとの増減税論議がヤマ場を迎えるのは政治が乗り出してくる秋以降だろう」とみられま

す。これは、仮に配偶者特別控除の廃止など課税最低限を引き下げた場合に、所得税の累進税率を緩和するなど激変緩和措置を取るのか取らないのか、あるいは年度内に設備投資優遇税制拡充に踏み切るのか、その場合の財源をどうするかなど、具体的な問題について、政治を含めた議論が避けて通れなくなるからです。

その際の節目となるのは、七月からのシリーズ、秋の臨時国会、そして、年末の予算編成・税制見直しです。中でも、秋の臨時国会では、与党や経済産業者からは研究開発優遇税制や住宅取得の贈与税軽減などの年度内実施要求が高まるのは必至で、財源問題を含め官邸や財務省、自民党税調の対応が注目されます。日本経済の状況や十月二十七日予定の補欠選挙（衆院三、参院二議席）前後の政局がどうなっているかも、大きな変数になると思います。

国民に受け入れ可能な税制を

国と地方の債務残高（二〇〇二年度予算ベース）が六百九十三兆円に膨らみ、財政は極めて厳しい状況にあります。租税と社会保障負担を合わせた国民負担率は、二〇〇二年度で三八・三%

（租税負担率が二一・九％、社会保障負担率が一五・五％）と、米（三五・九％）より高いものの、英国（五〇％）、ドイツ（五六・七％）などより低いとされますが、財政赤字負担分を考慮すると、もっと高い数値に跳ね上がります。急速に進む少子高齢化の下で、国民負担率の上昇は避けられない見通しです。こうした中で、個人所得課税は約二五％が税負担なし、消費税は事業者の約六〇％が免除、法人税は企業の約七〇％が欠損法人で税負担なし、相続税の課税対象は死亡件数の約五％——という「税の空洞化」現象が起きているのは事実です。税をだれがどのように負担するのか、今厳しく問われているのは間違いありません。

一方で、税制の在り方を議論する際、少子高齢化や国際化など環境変化に応じて、社会の活力をいかに保つかも重要な課題です。「税の空洞化」を是正しつつ、活力も保持できる税制構築という難題に、取り組む必要に迫られています。

政府税調、諮問会議による六月の基本方針取りまとめで、税制改革が終わるのではなく、ようやくスタート地点に立ったと言った方がいいようです。その際、「何のための税制改革なのか」や「歳入と歳出の関係」をそれぞれ明確にした上で、国民にとって分かりやすく、受け入れ可能な仕組みの開発に向けた議論が進むよう望みます。（本稿は五月二十二日、同盟クラブでの講演会から一部を要約）

実名報道の理念と問題点 米、英、仏、日の現状を探る

権田 萬治

(専修大学教授)

玉木明氏の問題提起

日本の犯罪報道は少年、精神障害者など一部の例外を除いて逮捕時に被疑者を実名で報道するのを原則としている。これに対して、スウェーデンなどでは逮捕時あるいは公判を通じて王室、国会議員らによる権力犯罪など、「明白な社会的関心がある」場合以外は、被疑者を匿名で扱い、氏名を報道しないのが原則になっている。そして、『犯罪報道の犯罪』(一九八四年)でスウェーデンの匿名報道を紹介して以来、日本にも取り入れるべきだと主張する浅野健一氏との間で、報道界でも、実名・匿名報道をめぐって何度か論議が交わされてきた。しかし、私の見るところ、せっかくの論争も、議論が一方的、感情的になりがちで、実名報道の側からの反論もなされず、十分な成果が得られていないように思われる。

そんな状況の中で、玉木明氏は『新聞研究』に連載している「ジャーナリズムげん論」というコラムで、二月から実名・匿名報道の双方とも根拠が十分示されてこなかったとして、問題を改めて提起している。

特に四月号では、日本新聞協会編の『新・法と新聞』が実名報道の根拠としている「記事の正確さと読者に与える説得力、実名報道による犯罪の予防、抑止効果、公権力の行使に対する監視機能」という三つの点について、その意義は認めるものの、十分ではないとして、「新聞もまた、実名報道に関して、いまだみずからを正当化し得るだけの論理を見いだしていない」ということになろう」と指摘している。

私は、この玉木氏の指摘に同感であり、私自身も実名報道の根拠は一体何なのかという問題意識を持ち続けてきた一人だが、私は、この問題は、その国の社会文化の構造、司法制度、メディアの構造、情報公開度と人権意識の水準など、多様な側面から総合的に比較し、考えることが必要だと考えるようになった。そういう形で総合的な視点から改革を推し進めるのでなければ、日本の犯罪報道を現実的に質的に転換させるのは困難だということである。

まず、確認しておきたいのは、一口に実名報道といっても、日本より徹底して実名報道を展開しているアメリカ、裁判所(法廷)侮辱法などによ

って犯罪報道にさまざまな制限を設けているイギリスやカナダ、さらに実名報道であっても、プライバシーや推定無罪の原則を法制化し、実名報道の弊害を抑止しようとしているフランス、そして実名報道の原則を貫きながら、匿名化を拡大している日本など、各国の実名報道の実態は非常に異なっているという点である。

オープン・ジャスティス

海外では犯罪報道における実名・匿名問題はど

ういう視点から論じられているのだろうか。実は英国では、実名報道の問題は逮捕時の問題としてよりも、裁判報道の問題として論議されている。英国には、既に触れたように裁判所(法廷)侮辱法によって、犯罪報道はさまざまに規制されているが、逮捕時の実名報道は認められており、ロンドンの高級紙ザ・タイムズでも昨年四月七日の十七面で、六本木で働いていた英国人女性(以下略)が日本で殺された事件を被疑者、被害者の氏名や写真入りで大きく報道している。しかし、犯罪報道の主流は裁判記事で、逮捕時の報道は少なく、一部の例外を除いて扱いも小さい。ところが重要な刑事事件の裁判報道は非常に詳しく、少年などを除き被疑者の氏名は実名で報道される。ところが、スウェーデンでは、有罪判決が出て、また、裁判の中の記事でも実名は普通報道されない。この点について英国では、いわゆるオープン・ジャスティス(Open Justice)すなわち開

かれた司法、公開裁判の理念とのかかわりで、匿名報道をすべきでないという考え方が支配的なものである (John Wilson Understanding Journal, 1996)。

簡単にいえば、司法プロセス、すなわち、裁判の過程は事実をできるだけ忠実に報道し、多くの市民の目が注がれるようにして、権力の乱用によって、裁判の公正が損なわれないようにするという考え方で、英国では古くから確立した理念である。

オープンで解決する米国

では、アメリカでは匿名報道はどう受け取られているだろうか。

憲法修正第一条により、言論表現の自由が高度に保障されているアメリカの場合は、オープン・ジャスティスという理念が、イギリスよりもはるかに徹底し、オープン・ガバメントというところまで広がっているような印象さえ受ける。その根底に流れているのは、すべてをオープンにして解決するという社会・文化理念である。

アメリカでは、軽微な犯罪についてはほとんど報道されないが、凶悪な殺人事件などは、ニューヨーク・タイムズなどいわゆる高級紙でも、被疑者は実名や写真入りで報道される。日本では匿名扱いになる少年犯罪も、凶悪なものは実名、写真入りで大きく報道されている。また、日本ではほとんど情報が秘匿されている死刑の執行なども、

詳細に報道されている。

O・J・シン普森事件では、公判のテレビ中継が裁判の公正との兼ね合いで批判を呼んだが、州レベルでの裁判のテレビ中継はその後中止されたわけではない。

このようにアメリカのメディアは、いい意味でも悪い意味でも世界でも例を見ない形で、司法権力の行使の実態を市民に明らかにしている。

そして、報道に人権侵害など行き過ぎがあった場合は、裁判によつて救済するという考え方が取られており、敗訴すれば、天文学的な高額な賠償金を覚悟しなければならぬが、同時に原告が公人の場合、メディア側の現実的な悪意を立証しなければならぬなど、報道の自由を保障する制度になっている。そういう国だけに匿名報道という考え方がもともとなじまないのである。

こういふアメリカでも、最近ではメディア産業の企業合併による独占化を背景に、犯罪報道の過熱化、主流メディアのタブロイド化現象などが批判的になっているが、そういう問題点を持ちながら、アメリカン・ジャーナリズムには、ウオーターゲート事件や国防総省機密文書事件の報道など、勇敢に政治権力に立ち向かった優れた報道の実績が過去にはある。

権力監視の意味

つまり、英米とも実名報道の根拠には、広い意味で、『新・法と新聞』が三番目に挙げている公

権力の監視という点を意識していると考えられる。

実は、日本でも、一九八四年から八六年にかけて井上安正(読売)、柴田鉄治(朝日)両氏と、浅野健一氏との間で実名報道と権力の監視の問題で論争が行われた。しかし、論理はかみ合わず、不毛なものに終わっている。

柴田氏の主張は「逮捕は重大な警察の権力の行使なので、逮捕された人の氏名やその容疑の内容を報道する必要がある。だれが逮捕されたか分からない社会は暗黒社会だ」というアメリカ的な考え方に立つものだったが、「実名報道が警察に対するチェックの意味もある」という発言が、「実名報道・権力チェック論」として批判を浴びた。英米のオープン・ジャスティスという理念は、逮捕時の実名報道によつて、警察の捜査や裁判の誤りなどを直ちにチェックできるという考え方はない。客観的に逮捕の事実や裁判の審理の内容を市民に正確に伝え、逮捕から裁判の過程などをガラス張りにして司法権力の行使を市民の監視の目にさらすという趣旨である。

逮捕時点では、警察側が圧倒的に捜査情報を保有しているわけで、その時点で警察の逮捕が違法捜査の結果なのか、誤認逮捕なのかということ報道機関が明らかにすることは、通常の場合は極めて難しい。英米の報道でも、逮捕記事は事実関係を客観的に報道するだけのものが大半を占めている。

日本で匿名報道ができるか

私はスウェーデンの徹底した情報公開制度の下での精緻な匿名報道のシステムを高く評価するけれども、それではそれが日本にすぐ導入できるかといえ、現状では無理ではないかと思う。

では、一挙に全面的に匿名報道に踏み切れない理由は何か。先に指摘した理念の問題もあるが、それ以上に司法制度と、メディア構造的な問題があるのではないかと私は考える。

まず、第一に、例えば、英米では、全体主義諸国に見られる秘密の逮捕・拘置を特に重大な人権侵害と見なしており、米国では逮捕情報は原則公開情報だし、英国の刑事証拠法(一九八四年)は逮捕の事実を近親者や弁護士に被疑者ができるだけ早く伝える権利を五六条できちんと法定化しているが、日本では国際的に問題視されている代用監獄制度が存在するだけでなく、被疑者の外部との連絡が大幅に制限されることがあり、冤罪の温床になっている。

スウェーデンは、情報公開制度を世界に先駆けて取り入れた国であり、人権意識も高い。日本はようやく改善されてきたとはいえ、その点では後進国であり、臭い物にふたという情報閉鎖文化の国である。警察情報の公開はもちろん、被疑者、被告人への取材アクセスも大幅に制限されている。完全匿名を主張する人はその心配はないというが、情報公開を求める人を防衛庁が身元調査する

ような国だけに、匿名報道によって、警察の秘密主義が強まることに対して、報道界が懸念を表明するのも決して根拠がないとは言えないと考える。確かに逮捕段階で警察が名前を発表しなくても、送検、拘置理由開示公判、起訴の段階で、記者が逮捕者の氏名を知ることができるだろうが、代用監獄がある現状では、冤罪を防止するには起訴段階では遅すぎるし、拘置開示公判は、実際に行われるのは年三百ないし四百件にすぎない。

もう一つの問題は日本のメディア構造にも潜んでいると思う。日本のマス・メディアは、スポーツ紙や夕刊紙、さらに週刊誌、テレビのワイドショーなど、英米のタブロイド紙に近いメディアが多く、人口の違いを考慮しても、マスコミ全体の規模や競争がスウェーデンとは比較にならない。むしろ、英米に近いメディア構造であり、それだけに商業主義の影響も受けやすい側面もあると思う。言論多様化のため、政府が経営の苦しい新聞にひも付きでない助成金を出して保護しているスウェーデンなどの北欧の高度社会福祉国家とは残念ながら違う側面がある。

これは別に私だけの印象ではなくて、一九九六年に茨城新聞が新聞協会加盟社に行ったアンケートでも、「将来、犯罪報道が現在の実名報道から匿名報道に変わっていくと考えますか」という問いに対して、「そう思わない」が、新聞・通信で三十二社八二・一％、スポーツ紙八社一〇〇％、テレビ・ラジオ九社六四・三％、計四十九社で平

均しても七九・七％が否定的な予想をしていることからもうかがえる。

問題の多い日本の実名報道

では、現在の日本の逮捕時の実名報道に問題がないかといえ、大いにあると言わざるを得ない。被疑者を最初から犯人扱いしたり、私生活を事細かに暴露したり、推定無罪の原則に照らして問題は多い。

同じ実名報道の立場を取るフランスでは、一九九三年一月四日の刑事手続きの改正により、民法典第九条に「無罪推定の尊重を求める権利」が明記され、判決以前に犯人視する報道を受けた場合は、裁判所に報道の差し止めや訂正を求めることができるようになったといわれる(一九三年八月一部改正)。また、英国では、以前から裁判所(法廷)侮辱法により、被疑者の前科をはじめとする人格にかかわる報道、自供の内容の暴露、特定の事件についての有・無罪の論評などが陪審に意見を与えるとして禁止されている。

その意味で、日本の実名報道もこういう基本に立ち返って報道の姿勢を改めることがまず必要であり、重大犯罪以外の軽微な犯罪については、英米のように報道しないようにするとか、そういう事件の報道は匿名扱いにするなど、新しい視点から犯罪報道のガイドラインを作るとともに、人権擁護のための司法改革に積極的に紙面を割くようにすべきではないかと思う。

「芸の力」について

舞台と客席から考える

朝田富次
(共同通信社編集委員)

二人の二十七歳が最近芸能界の話題の主だ。一人は連日のようにワイドショーに登場する狂言和泉流の和泉元弥氏だ。昨年のNHK大河ドラマ「北条時宗」を演じた若手狂言師だが、宗家継承問題で騒動の渦中にある。詳しい事情は省くが、流内の狂言師全員から宗家と認めないと異議を突き付けられた。

能楽界のお家騒動はその長い歴史に珍しくないが、大名貴顕のパトロンの存在しない今、歌舞伎の「鞘当」で名古屋山三と不破伴左衛門のけんかに仲裁に入る留め男のような時の氏神は見当たらない。能楽界内にも仲裁者がいらないらしい。なぜいないのか。時の氏神役は、こと芸の世界では技量抜群の者でないと務まらない。能にも狂言にも芸巧者は大勢いるが、名人達人にしてにらみの利く指導者が不在なのだ。

この騒ぎで、宗家継承は一子相伝、と元弥氏が大時代に世襲尊重を言い出し、世阿弥の「花伝書」の「家、家にあらず。次ぐをもて家とす」の文言を曲解するものと批判も飛び出し、場外戦の様相も呈してきた。

家の継承も大事だろうが、懸念されるのは元弥

氏が最近東京で舞台に立っていないことだ。出演できない状況と聞く。芸修業の肝心な時期に、姉たちと地方公演ばかりでは芸の錬磨が危うい。宗家継承に使うエネルギーの同量を「芸の力」培養に振り向けてほしいものだ。

もう一人の二十七歳は歌舞伎の尾上松緑氏だ。祖父(二代目松緑)の名を継ぎ、東京・歌舞伎座の五月公演で四代目松緑となった。昼の部「義経千本桜・四の切」で狐忠信と忠臣佐藤忠信の二役、夜の部「勸進帳」の弁慶を務めた。狐忠信は今後の課題と見たが、弁慶は立派な出来だった。父辰之助(三代目松緑を追贈)は年四十で他界したが、草葉の陰でさぞ、と芸界美談にシニツクな者でも、そう思ったに違いない。

その新松緑に「芸の力」はまだない。では何が良かったのか。「型」通りにやっていたのが弁慶成功につながった。つまり型の踏襲がやがて本格の芸を導き出すのだ。子供の独創・発明を称揚する分野と異なると、梨園りえんの教育は長年の経験から型通りを初学の金科玉条とし、獨創性など不信用の信念で白眼視する。

もちろん、工夫という芸の努力を狭量に排除しているわけではなく、歌舞伎役者は六十からと唱えて、ひとかどの役者になって初めてその家に縁のある芝居や新作になら工夫を加える(新演出)もあり得ることになっている。つまり六代目尾上菊五郎のような大立者で台本を深く読め、うるさい劇評家も一目置く役者にのみ許される。

型、六代目菊五郎、劇評家と三題になったのである方から「芸の力」について考えてみよう。舞踊にも名手だった六代目の芸談「おどり」に、森鷗外の実弟三木竹二は一本の芝居を場所を替え四、五度と見て劇評すると褒めている。役者がけいこなら評者は見る努力。「芸」は双方相まって成立するということか。竹二は歌舞伎の型の研究で有名だが、明治中期まで六二連という劇通の講があり、彼らは団体観劇し、芸の巧拙を論じ合った。

高須高燕、梅素玄魚らで組織した六二連はいわば当時劇界の格付け団体。永井荷風もいたのではないが、彼らは役者以上に芝居に精通し、その識見と批評の前には役者も黙したほど。

比べて現在の批評はどうか。概して甘口である。格付けなど思いもよらない。ために劇場に緊張感が薄れつつある。批評をめぐる論争を恐れているわけではないだろうが、メディアが芸を判定する責務なしとプロの養成を考えなかつたためだ。それには相当の理由があつたと推量できるが、活字媒体の批評力の低下は俳優らを無菌状態に置き、ひ弱にしかねない。

芸を見る力の衰退は舞台のみならず、創造のジャンルのいたるところで進行中ではないか。見る方の「芸の力」が落ちると俳優の「芸の力」が墮落し、共倒れになりかねない。和泉流の内紛も外から「芸」の視点で厳しく見詰められている意識の欠如に一因がある。

テロと中東が中心テーマに オンブズマン世界組織大会

波津博明

(読売新聞新聞監査委員)

新聞・放送オンブズマンの世界組織「ニューズ・オンブズマン協会」(ONOC)の年次大会が四月二十八日から五月一日までの四日間、米ユタ州ソルトレークシティーで開催された。論議されたテーマは多岐にわたるが、中心になったのはやはり、「9・11攻撃」とアフガン戦争、それに並行して激化したイスラエル・パレスチナ紛争などに対するメディアの在り方である。

アメリカおよびカナダのオンブズマンの組織として一九八〇年に発足したONOCは現在、十五カ国に百人以上の会員を持つ。米英メディアでいう「オンブズマン」は、読者に直接対応するため各社が独自に設けている窓口だが、彼らは読者とじかに接触する立場にあるため、その意見、疑問、動向に最も敏感で、新聞の在り方を考える上で最も豊かな材料をもっている。その意味でも、オンブズマンの世界的な交流の場であるONOC大会は貴重な機会なのである。

今大会に参加したのは、例年より若干少ない二十九人。過半数がアメリカ人だった。ONOCには日本では読売だけが加盟しており、昨年十一月に前任者から引き継いで会員になった筆者が出席し

たが、社を異にするオンブズマンたちの本音による談論風発ふりには羨望を禁じ得なかつた。

リベラルも保守も混在

元ニューヨーク・タイムズ記者で、「憂慮するジャーナリスト委員会」の代表ビル・コヴァチは、「ジャーナリズムと愛国主義」と題する講演で、言論への「国論一致」圧力をいかに打ち破るかという立場で迫力ある議論を展開し、「国家緊急時の表現の自由に対する脅威に論説記者はいかに立ち向かうか」をテーマとしたテネシー大学教授のドロシー・ポウルズは、新聞の権力への抵抗を歴史的に論じた。

これに対し、英紙ガーディアン紙のオンブズマン、イアン・メイズはガーディアン電子版への読者の反響をまとめた中で、9・11に関する同紙のリベラルな報道姿勢に対し、アメリカ人電子版読者から多数の非難が舞い込んだ予想外の経験を語り、この現象が意味する新聞の変容に注意を促した。メイズ報告は極めて具体的で、変化の中にある新聞の問題を考えさせるものだった。

以上挙げたスピーチはいずれも、ブッシュ政権あるいは「愛国主義」に対して批判的な内容だっ

たが、もちろん批判派ばかりではない。今大会の主催者は地元紙ソルトレーク・トリビューンだが、開催地が、モルモン教の本拠で、全米で最も保守的な州の一つユタとなれば、プログラムがリベラルな議論に終始するはずはない。

パネル「言論検閲」では、ユタ州立大学の教授らのほか、元CIA職員や現役の地元空軍基地報道官が参加し、権力との緊張関係を、例えば作戦内容の事前漏洩の是非といった、いわば技術的なレベルで語る議論が続いた。ブッシュ政権の対テロ戦争と並行して激化したイスラエル・シヤロン政権の自治区侵攻などに関しては、ナショナル・パブリック・ラジオ(NPR)のオンブズマン、ジェフリー・ドヴォーキンが「真実は、中東紛争の犠牲者?」と題したプレゼンテーションで、CNNの番組録画を流しながら、「いかにCNNがパレスチナ寄りに偏向しているか」を論じた。

以下9・11に関連するものから幾つか取り上げ、もう少し詳しく見ていきたい。

ネットが変えた読者層

まず、最も印象的だったガーディアンのイアン・メイズの報告を詳しく紹介したい。

ガーディアンが、ウェブサイトの電子版「ガーディアン・アンリミテッド」を本格的に始めたのは三年前だが、活字メディアのサイトとしては最もアクセスが多く、メディア全体ではBBCに次ぐ水準という。ガーディアンは英高級紙中、発行部数は最も少ないだけに、これは注目すべき現象

だ。九八年九月以来の記事すべてが無料で検索できるデータベースなど、サービスが充実していることも一因だろう。この三月には、一カ月で延べ四百万—五百万人がアクセスしたという。一日十五万—二十万人という計算だ。ウェブサイトにアクセスするユーザーの半分はアメリカ人だった。インターネットで瞬時にアクセスできるウェブサイトは、両国を隔てる大西洋を無意味化する。もともと言語は同じなので、距離さえ克服すれば、読者は一気に広がるわけである。これはルモンドや南ドイツ新聞では起きない現象だろう。

英国のウェブサイト・ユーザーでは、六四%が活字ガーディアンの読者でもあったが、アメリカからの場合、当然ながら全員がウェブサイトだけの読者であり、ガーディアンの読者は、電子版を含めると三—四割も増えたことになる。逆にいえば、無料の電子版しか読まない読者がこれだけいるということでもあるが。

さて、電子版の読者が急増すると、彼らからの反応も増える。英国のガーディアン読者の多くは、この新聞のリベラル左派の姿勢をよく知った上で購読しているから、編集部への手紙も概してその姿勢を高く評価する内容になる。ところが、アメリカの電子版読者は、そうした伝統的な読者とは異なる。その異質性がはっきり出たのは、9・11テロ報道だった。

大西洋を越える非難メール
テロ直後、読者からの手紙は倍増し、九月十三

日と十四日には、一日に六百通の手紙(大半はEメール)が殺到したという。注目すべきはアメリカからの激しい反応で、テロ二日後の十三日付紙面に、論評ページの編集責任者スーマス・ミルンが書いた「なぜ憎まれるか分からないアメリカ人」と題する記事がとりわけ標的となった。

ミルンは、大半のアメリカ人がなぜこうしたテロが起きるのか理解できず、「自由と民主主義に対する説明不能の攻撃」という観念的ならえ方しかできないとした上、「西岸とガザを三十四年にわたって違法占拠するイスラエル」への支持を根幹とする中東政策、「世界の経済および貿易システムを自国の利益に合わせて書き直す」という覇権主義など、「アメリカを第三世界の憎悪的にしている」その対外政策を徹底的に批判した。

これがウェブサイトに載った三十六時間以内にミルン個人あてのメールは二千通に達した。あまりの量にミルン自身がチェックすることは不可能だったため、メイズが学生のインターンを使ってそのうち六百通を分類させたところ、時差の関係で英国や欧州諸国が大部分と思われる最初の二百五十通では、七五%がミルンの見方に賛成し、不同意は二五%だった。ところが、アメリカからのメールが急増した後の分を含めた合計では、賛否はほぼ同数となった。アメリカからのメールは大半がミルン批判だったということになる。目立つのはイスラエル支持派の「Eメール・ロビー」の組織的な動きで、非難メールは「記者を拷問して

切り刻んでやる」といった脅迫状まがいのものも含まれていると、メイズは言う。

メイズは大会に先立つ定期コラムでもこの現象に触れ、こう書いていた。「Eメールによる反応は、ガーディアンの記者に、彼らはもはや、概して本紙の編集方針を支持してきた国内読者に向かつてだけ記事を書いているわけではない、ということを感じ知らせた。インターネットはすべてを変えてしまったのだ」。一般読者もそうだが、例えばイスラエル支持派のEメール・ロビーの人々にとつては、ウェブサイトに直接アクセスしなくても、ヤフーやグーグルで検索すれば、彼らも「反イスラエルの」と見る新聞に片端から当たること容易なのである。

ウェブサイトで読者が激論

メイズは触れていないが、ガーディアンのウェブサイトに特に人気がある理由には、ユーザー同士の論争コーナーが極めて充実していることもあろう。「ザ・トーク」というこのコーナーは、国際問題から政治、経済、メディア、スポーツなどあらゆるテーマで、おびただしい人々が意見をぶつけ合っている。世界の主要紙でウェブサイトを開設していないところはないと思われるが、内容には大きな差がある。英国については、高級紙五紙(ガーディアン、インディペンデント、タイムズ、フィナンシャル・タイムズ、デーリー・テレグラフ)のうち、リベラル左派の立場に立つインディペンデントは、読者の論争コーナーや無

料データベースの充実という点でもガーディアンに近い水準にあるが、中道保守のタイムズやさらに右のテレグラフには読者参加のコーナーはなく、無料データベースもない。中間に位置するフインシャル・タイムズには、ごく小さな読者の意見コーナーがあるが、その規模はガーディアンなどとは比較にならない。

アメリカの新聞では、ニューヨーク・タイムズやロサンゼルス・タイムズなどが討論コーナーを設けているが、これは登録制で、登録前には論争の様子を知ることができない。登録手続きは複雑ではないが、ガーディアンのような、だれでも論争の様子が一覽できる上に、ただちに討論に参加できるシステムと比べると、かなりの差がある。日本の新聞のウェブサイトで、残念ながら読者同士の論争はまだ不可能だ。

ガーディアンの「ザ・トーク」を見ると、ここでも、中東問題に突出して多くのメールが集中しており、六月上旬の時点で、このテーマに寄せられたメールは何と二万八千通を超えている。他のテーマは数百通くらいが多いので、ケタが二つも違う。そしてやはり、極端にイスラエル寄りの意見が目立つ。一般の読者にこれほどの割合でイスラエル支持者がいるとは思えないから、やはり組織的な動きなのかもしれない。

米国のイスラエルへの親近感

ONNの年次大会に話を戻して、NPRのドヴォーキンのお話を紹介しよう。ドヴォーキンはま

ず、CNNのジム・克蘭シーが司会をして、現地の特派員と問答をする番組「クエスチョン&アンサー」のある日の放送分の録画を三十分すべてビデオ再生して、参加者に見せた。テーマは、イスラエル軍が自治区侵攻を取材しようとしたCNN記者を銃で威嚇して妨害した事件についてなのだが、妨害された記者がそれほどはつきりとはイスラエル軍を非難しないのに、多少いらだちを見せた克蘭シーは「つまり、イスラエル軍はCNN記者の取材を力で妨害したわけだね」など何度モイスラエル軍の責任を明確にするための「質問」を繰り返した。

ビデオを見せた後、ドヴォーキンは、このCNN番組がアメリカ・メディアの親パレスチナ・反イスラエル偏向の典型だと非難したのである。確かに、この克蘭シーと現地の記者のやりとりは米メディアとしては珍しいほどイスラエルに批判的で、筆者も驚いたくらいだった。これが「典型的」とはとても思えない。しかしフロアの参加者も交えて行われた討論では、アメリカ・メディアは親パレスチナ、という前提で話が進み、こちらはキツネにつままれた気分になった。そしてEメール・ロビーの話も、いつの間にか、パレスチナ支持派ロビーに逆転してしまっただ。

これは、ガーディアンに投書する英国人読者と米国人読者の関係と相似形とも言える。もちろんオンブズマンたちが、親イスラエル・ロビーと断とうわけではないが、大西洋の西と東で、イ

スラエルをめぐるイメージは決定的に違うことが実感された。

「ジャーナリズムと愛国主義」について語ったコヴァチは、9・11以後、記者たちは政府当局者からも隣人からも、「あなたはまず第一にアメリカ人か、それともジャーナリストか」と問われるとした上で、「これは民主社会におけるジャーナリストの役割を根本的に誤解しているところから生じる」と批判した。「ジャーナリストは自らの仕事を積極的に行う、つまり、権力者たちの行為を問い、公衆が求め、一部の人が利己的な目的で秘密にしたがる情報を明るみに出す時にこそ、最も民主主義に忠実なのであり、市民として、愛国者として最も徹底しているのである」コヴァチの議論は9・11以後に発せられる言葉としては十分に挑戦的だったが、ある意味では一般論ともいえた。

コヴァチの議論に拍手を惜しまなかった参加者たちは、とりわけ「中東」という各論の認識で大きな違いを抱えていたということだろう。多くのアメリカ人がかつて、この国を古代イスラエルの復活とみなして「神に選ばれた新しいイスラエル」と称した。大戦後、本場に現れた現代の「イスラエル」にアメリカ人の多くが、ユダヤ系でなくとも強い共感を持つのは、是非はおいて、当然かもしれない。ここでは、英国人も日本人もほとんど長時間の大論争を覚悟しなければ、地元の人々と中東問題を論じることは難しそだった。



広告売り上げが好調

米国放送・新聞の市場動向

米国では経済停滞の影響からネットワーク局関係者は二〇〇二—二〇〇三年のプライムタイム（午後七時から十一時）でのアップフロント広告収入が大幅に落ち込むのではと不安視していたが、この予想を覆して八十三億二千万ドルの記録的な売り上げを達成した『プロードキャストینگ&ケーブル』（六月十日号）。この額はオリンピックや大統領選挙などによる追加的収入によって四大ネットワーク局が七億七千万ドルという驚異的な利益を上げた二〇〇〇年の実績を超え、特別イベントなしで二千万ドルも上回った。また、同時多発テロや経済の低迷により、ここ十年間で初めて減少した二〇〇一年アップフロントの六十八億八千万ドルと比べて二一%大幅増のカムバックとなった。

「アップフロント」とはネットワークの広告セールスにおける一形態で、番組改編に合わせ、向こう一年間の番組について先行して広告の予約契約金収入を得ることができる。二〇〇二年六月四日をもっておおむね終了した内訳を見ると、NBCが二十七億四千万ドルで、単体ネットワーク・セールスとしては新記録を達成した。これはAB

Cが二〇〇〇年に記録した二十四億五千万ドルを二億九千万ドル上回っている。これに続いたのがCBSで十九億五千万ドル、ABC十五億ドル、FOX十三億ドル、WB（ワーナーブラザーズ）五億八千万ドル、UPN二億五千万ドルとなった。昨年のネットワークは視聴者獲得に苦しみ、おまけに経済低迷のため広告主は資金の投入に腰がひけて、アップフロントは驚異的な利益を上げた二〇〇〇年のシーズンから大きく沈み込み、新しいシーズンに向けた見通しは暗かった。それだけに、この記録的な数字は関係者に驚きと、安心感を与えたようである。『プロードキャストینگ&ケーブル』（六月十日号）でゼニス・メディア・アメリカ社のハミルトンCEOは「市場は予測したよりもはるかに活発だったことは明らか」とコメントしており、記録的な「広告先行予約買い」を好感している。

一方、新聞業界も今年の第1四半期における広告収入が増加傾向という市場調査結果が出ている。これは、広告調査を手掛けているCMR社（本社英国）が全米六十一市場の四百五十紙を対象に調査し、結果を得たもので、広告総額は四十七億ドルと前年同期で八・四九%の増加となった。

『エディター・アンド・パブリッシャーオンライン』（五月二十一日）。この増加傾向の一方で全米に流通する全国紙は九・二九%減少し、七億一千万ドルとなっている。これとは別に、より広範囲にわたる調査を行った米新聞協会では第1四半

期における広告への資金投入が六・二%減少して、総額七十二億ドルになるとしており、こちらの調査では消極的な数字が挙がってきた。

新聞業界では株式を公開している会社がこのところ堅調であり、安定したキャッシュフローとさらなる統合に対する思惑が株価を支えている。現状の収支状況からすれば割高感があるともみられるが、投資家からは特に広告収入の回復にける期待が大きい。スタンダード&プアーズ五〇〇によれば、今年一月二日から六月六日までの間にトリビューン社が一六・八二%、ガーネット社が一四・二九%、ニューヨーク・タイムズ社が一三・六四%、ワシントン・ポスト社が一三・四四%の上昇となっている。『エディター・アンド・パブリッシャーオンライン』（六月十一日）。

経済が低迷する際には安全な投資先として見られがちな新聞業界であるが、経済が好転し、高成長分野へ向けた投資家離れの可能性があることも見逃してはならない。新聞業界では来年の苦戦が既に予想されており、広告収入の減少とインターネット関連の競争激化などがつきまとう。ピュー・リサーチセンターが六月十日に発表した結果によれば、二年前から継続していたネットワーク・ニュースの視聴減少傾向が止まったが、新聞購読に関しては一九九四年に十人中六人が読んでいたのに対し、二〇〇二年ではおよそ四人という結果となり、新聞業界の苦戦を暗示している。

（金山 勉「上智大学助教授」）

メディア談話室

「政府首脳」と懇談取材

藤田博司

「(政府首脳本人に)真意を確認したが、そういうことは言っていないとはつきり言っていた」と福田康夫官房長官は六月三日午前の記者会見で答えた。しかしその日の午後には、福田長官自身が「政府首脳」であることを認めた。問題になった非核三原則をめぐる発言で、官房長官と「政府首脳」の二つの立場を使い分けていたのである。

取材に当たっている報道陣は「政府首脳」が官房長官その人であることを初めから承知していた。なのに、最初の問題発言から長官自身が認めるまでの三日間、あたかも両者が別人であるかのように、読者や視聴者に伝えていた。報道陣も福田長官による「一人二役劇」の共犯だった。

説明責任回避の手法

幾つかの新聞は四日付の紙面で「おことわり」を掲げ、それを取材上の「取り決め」「ルール」に従ったためだと説明した。いわゆる懇談取材では、記者はメモを取らず、発言者の名前も明かさないことが約束事になっている。こうした取材方式は「政権など権力の実態に迫り、その動向を正確に把握するために有効な手法だ」という(朝

日新聞)六月四日)。

しかしこの説明はあまり説得力がない。発言する人間を特定しなければ、建前ではなく、本音を語らせることができる、ということを前提にしているようだが、「政府首脳」といえば首相か、その女房役の官房長官しかいない。二人のうちの一人となれば、身分を隠すことの意味はない。

そうしたやり方に意味があるとすれば、記者にメモを取らせない、記録にとどめないという点である。発言の内容が問題になった場合、記録がなければいつでも否定できる、打ち消すことができる。要するに説明責任を回避できる利便である。

今回も福田官房長官は当初、ニュース報道が「政府首脳」の本意を伝えていないとか、ニュースが違つとか、責任の所在をすり替えようとしていた。しかし「政府首脳」が事実上、特定されていること、内閣記者会という大勢の記者が居合わせた場での発言だったことから、説明責任を逃れるわけにはいかなかった。

あいまいな「懇談」

米国のジャーナリズムの現場にも懇談に似た取

材手法はある。「背景説明(バックグラウンド・フリーフィンク)」と呼ばれるこの手法では、報道に際して発言者の氏名や官職の特定はできないが、メモやテープ録音は認められ、内容の公表に関して制限が加えられることもない。逆にいわゆるオフレコ(オフ・ザ・レコード)での発言は、記録を取るとはもちろん、内容を公表することも認められない。

日本の懇談では、発言内容をオフレコ扱いとしながら、今回のように報道されることもしばしばある。報道の可否を決める明確な基準があるわけではなく、相手の政治家や記者クラブで、ケースごとに異なっているらしい。そのために報道の現場で時折、オフレコを破つた、破らないといった問題が持ち上がる。ルールがあるといわれながら、あいまいさを残している。

懇談のこのあいまいさは、取材される側からも取材する側からも、都合よく利用されているフシがある。

取材される側からすると、説明責任を回避しながら、情報をメディアに伝えさせることができ。メディアの側は発言者の本音を引き出し、今回の「政府首脳」発言のように、予期せぬニュースにありつくこともできる。

しかし差し引き計算してみると、懇談取材は取材される側の意図に沿ってニュースを伝える装置になってしまっているのではないか。懇談の場は結局のところ、情報を持つものが自分に都合のい

い条件のもとで情報を提供する場にほかならない。情報源側による情報操作の行われる危険を警戒しなければなるまい。

情報操作の危険

しかし、メディアが懇談取材のありようの問題ありと考えている様子はほとんどない。『毎日新聞』の「おことわり」は、政治取材の背景説明では「実名は書かず、政府首脳などと表記する」とのルールがある、ということを指摘しているだけにとどまっている。『朝日新聞』は、懇談という取材手法が「結果として国民の『知る権利』にこたえることにもなる」と、むしろ前向きに評価している。

読者の立場からすると、いわば業界の「ルール」があるというだけの説明では、今回のような報道が行われたことを納得するわけにはいかない。その「ルール」が読者にとってどのような意味を持つのか、説明がほしい。『毎日』は、読者のためになる、というのだが、なるほど即座にはうなずけない。

政治取材における懇談が無用だとは思わない。政治取材に限らず、情報源との非公式な場での接触が取材に欠かせないことは分かる。しかしその上で言うのだが、政治家や官僚との懇談をこれほど、何の疑いもなく受け入れ、前向きに受け止めていいのだろうか。

懇談はその性格上、ふだんから取材対象に近い

記者たちだけが参加を認められる。懇談が両者の関係を密にするのに役立つことは間違いない。しかし記者が取材対象に近付き過ぎると、自由で公正な報道が期待できなくなる心配も出てくる。メディアの側は少なくとも、懇談の場が政治家や官僚による情報操作の危険をはらんでいることを常に意識しておく必要があるだろう。

『朝日』は福田長官の発言に「政府首脳」としての緊張感があったかどうか疑わしい、と指摘したが、懇談についての『朝日』の説明にもメディアとしての「緊張感」があるのかどうか、ちよつとばかり気にかかる。

小泉政権の本音は

ところで、この「政府首脳」による問題発言とほぼ同時並行的に、防衛庁による情報公開請求者の個人情報リスト問題が大きな広がりを見せた。担当者の個人的な勇み足などといったものではなく、組織ぐるみの法律違反であることがはつきりした。おまけに防衛庁内の調査結果を隠そうとしたと与党幹部をも巻き込んで、政治スキャンダルにまで発展した。

そのお陰というべきかどうか、今国会に提出されていた個人情報保護法案、人権擁護法案のいわゆるメディア規制法案はむろん、有事法制関連法案の会期中成立は事実上、不可能になったと伝えられている。

この問題をめぐって防衛庁や政府・与党がとつ

た一連の対応をみると、とても彼らにこれらの法律の運用を安心してゆだねる気持ちはなれない。法案の不備、欠陥はいうまでもないが、仮にもう少しましな形で法案が提出されていたとしても、政府・与党や役所がこんな状態だとすれば、断固として反対せざるを得ない。

六月十二日の自民党国防関係三部会では「自衛官は暴走するくらいの方がいい」「リストを（外部に）流した人が悪いのであって、リストを作った人はよくやったということではないか」といった、防衛庁の行為を擁護する発言が出席議員から相次いだという（『朝日新聞』六月十二日夕刊）。こつした声が自民党の大勢を代表しているとすれば、国民の安全や人権を守るといふ政府・与党の議論は、およそ信じるに足りない茶番というしかない。

周辺事態法や国旗・国歌法あたりから現在に続く一連の自民党政治の流れを見てみると、「政府首脳」の問題発言も単に「法律論」や「理論上」の問題ではなさそうな気がしてくる。そうした政治の大きな流れに、メディアがあまり危機感を募らせているようには見えないことが、何とも気にかかる。

小泉政権は日本をどこへ引つ張つていこうとしているのか、できることなら、福田官房長官を通して「政府首脳」にその本音を確かめてもらいたいものである。

(上智大学教授)

プレスウォッチング

砕かれた「日本人」 旧石器ねつ造騒動

「神の手」にだまされて「原人ブーム」に沸き、一時は七十年前までさかのぼると期待されていた日本列島の人類史。ところが、前・中期旧石器遺跡のほとんどがにせ物だった。疑わしい人物を追え！粘り強い張り込みによってねつ造現場が突き止められ、日本考古学協会は全面的に否を認めることになった。毎日新聞二〇〇〇年十一月五日朝刊を飾った「世紀の特ダネ」が端緒になったもので、一新聞社の快挙にとどまらない新聞ジャーナリズムの基本姿勢と社会的役割を内外に鮮明にした点で、新聞史に残る栄誉である。

研究者の地道な発掘作業と科学的年代測定によって、考古学研究は飛躍的成果をもたらしており、新聞も読者も新たな発見に期待を寄せていた。発掘ライターの中、歴史専門書や教科書にも堂々と記述されていた「日本人」への疑念が提起されなかったら、「幻の原人」は「本もの」として生き残ったに違いない。考古学の発掘調査は、一定の現場検証・研究調査を終えたあとは「遺跡」として保存されるか、埋め戻されるのが

通例で、学会のお墨付きがある限り疑う余地のない史実とみなされてきたからだ。毎日の特ダネがなければ、世界史をも誤らせる、「ニッポン前・中期旧石器時代」がまかり通ったであろうと思うと、背筋が寒くなる。日本考古学協会の一年半に及ぶ検証作業が一段落し、衝撃的な総括報告が、二〇〇二年五月二十六日公表された。「上高森など三十遺跡は、学術資料として扱うことは不可能」という冷徹な判断が下されたのである。

「神の手」捕らえたビデオ

「このところ全国で旧石器時代の年代がどんどんさかのぼる発見が相次いでいるが、これは『まゆつば』らしい」との情報が毎日新聞根室通信部にもたらされたのが二〇〇〇年八月二十五日。「神の手」を持つといわれる藤村新一氏（東北旧石器文化研究所前副理事長）は知る人ぞ知る人物で、その藤村氏が三日後の二十八日から始まる総進不動坂遺跡（十津川町）発掘調査に参加することが分かり、毎日北海道支社報道部は隠密張り込みに踏み切った。早朝、発掘現場で単独行動する藤村氏を連日追い続けたが、決定的証拠が得られないまま本州での新たな発掘へと舞台は移った。

九月末から十月初めにかけての小鹿坂遺跡（秩父市）発掘でも藤村氏の「発見」があり、調査報告を受けて新聞各紙は「秩父原人」と誇大に伝えていた。しかし毎日取材班の疑念は解けず、宮城県上高森遺跡でも執拗な追跡を続けた。同遺跡

の調査開始から三日目の十月二十二日午前六時すぎ、ひそかに持ち込んだ「石器」を発掘地点に埋め込む藤村氏の姿をビデオカメラが捕らえていた。監視されていたことを知る由もない藤村氏は、発掘記者会見が行われた二十七日、誇らしげに「石器」を掘って見せたという。

動かぬ証拠を握った毎日は特ダネ掲載を急がず、当事者・藤村氏との会見を待った。十一月四日夜、証拠ビデオを見せられた藤村氏は、意外なほど素直に「私が埋めました。魔がさした」と頭を下げたという。

かくして毎日新聞十一月五日朝刊の特ダネになったわけだが、一連の取材努力、報道姿勢は実に見事だった。本稿で再度この問題を取り上げたのは、「メディア規制法案」が論議を呼んでいる折、日本考古学協会の衝撃的な発表が行われたからだ。新聞報道によって「人類史ねつ造」が暴かれ、閉鎖的な学会の体質を改善させた意義は極めて大きい。そして、取材対象に肉薄した知恵と努力、紙面化に当たった慎重な姿勢など、新聞報道の基本を模範的に示した典型例と評価したい。

前・中期旧石器遺跡総崩れ

旧石器発掘ねつ造疑惑を調査してきた日本考古学協会の前・中期旧石器問題調査特別委員会は二〇〇二年五月二十六日、学会としての屈辱的な発表を余儀なくされた。「藤村新一氏が関与した遺跡のうち検証を終えた三十遺跡は、すべて学術資

料として扱ふことは不可能」という衝撃的な結論である。一年半前、ねつ造を毎日記者に告白した藤村氏は「ねつ造は総進不動坂と上高森の二遺跡だけ」と言っていたが、その後の学会調査によって「前・中期旧石器遺跡は総崩れ」の様相が深まった。一九八一年の座散乱木遺跡発掘以降、十一年単位で年代がさかのぼり「七十万年前」とけん伝された日本列島・人類史研究は虚偽の上塗りと言えぬ深刻な事態を招いてしまったのである。日本前・中期旧石器研究は、五万〜三万年前から研究やり直しの局面に立たされ、考古学界を揺るがす大失態となった。

この不祥事を伝えた五月二十七日朝刊、旧石器報道をリードしてきた毎日新聞が二番手扱いにした判断は解せない。“世紀の特ダネ”の続報との認識を持って堂々トップにすべきニュースだろう。ちなみにトップ記事は「医療事故報告 制度化へ」という厚生労働省関連の記事。二日前の同紙二十五日朝刊で「考古学協会あす総会で発表」という予告記事を一面トップにしたため扱いを控えたとも推測できるが、この判断は本末転倒である。また朝日と産経の一面四段扱いは首肯できるが、読売の対社面二段扱いは公正な価値判断とは言えない。他紙の特ダネにしても、ニュース価値をおろそかにしてはならない事例と言えよう。

旧石器調査特別委員会発表の際、最終判断が持ち越されていた座散乱木遺跡も六月九日、ねつ造と断定された。同遺跡は旧石器発掘ブームの“引

き金”になった象徴的な存在であり、この遺跡まで否定されたことは大ニュースだ。前・中期旧石器時代遺跡としては唯一の「国史跡」になっており、文化庁は文化審議会に史跡解除を諮問せざるを得なくなつた。

藤村氏のねつ造が発覚する寸前の二〇〇〇年十月末に刊行された「日本の歴史」(講談社)一巻『縄文の生活誌』を執筆した岡村道雄氏は「前期・中期旧石器遺跡の発掘調査は、すべてといっていいほど藤村氏の発見を契機としている。彼が発掘を探し求めて歩き回る範囲がそのまま、前期・中期旧石器文化が確認された範囲と同じであるのも、彼の業績のすこさを証明している」と、まさに神様扱い。文化庁の主任文化財調査官で旧石器研究の権威の論文だけにあせんとさせられた。学会の一部から藤村氏の行動を疑問視する声は出ていたというが、反対意見を封じて発掘フーパーをあおつた学者の責任は重い。学術研究に泥を塗つたばかりでなく、長年の調査研究費や地元自治体の経済的負担などを考えると、「藤村氏個人の犯罪」で終わらせるわけにはいかない。

「報道の自由」の例証

現在、個人情報保護の名目で国会に提案された「メディア規制法案」をめぐって論議が高まっている。こういう時期だけに、「報道の自由」が果たした例証として、旧石器ねつ造を暴いた過程が参考になる。取材の苦労は尋常一様ではなく、真

実を求めて試行錯誤する姿はすさまじい。

「取材の生命線は『絶対に気づかれないこと』だ。前副理事長(藤村氏)の行動パターンを把握するため、自宅や宿泊先を張り込んだ。撮影場所は民有林の中だったが、悟られるのを警戒し、所有者に許可はとらなかつた。取材手法は記者の良心、社会通念に照らして許容範囲を逸脱したとは思わないが、個人情報保護法はこうした取材を著しく制約する可能性がある。報道機関に適用される五つの基本原則のうち、『利用目的の明確化』は重大だ。『個人情報保護法』は、適法かつ適正な方法で取得されなければならない」とする『適正な取得』の基本原則に(私たちのような隠密取材が)抵触する恐れはないか……」と、第一線取材記者の指摘(毎日5・17朝刊)は的を射ている。

「一部の学者の疑問を考古学界は正面から受け止めずにきた。その結果、ねつ造は岩盤の下に封印された。岩盤は遺跡の上だけにあるのではない。社会の至る所に不正を覆う岩盤はある。私たちがその岩盤を打ち砕く力を持ち続けることができるのか、どうが。それが問われていると思う」との熱い問題意識。古い考古学界の岩盤を打ち砕いたという自負を感じる力強い文章だ。

「旧石器ねつ造」報道の軌跡をたどり直し、改めて「報道の自由」の重要性を痛感させられた。白い巨塔、でぬくぬくとしていた旧石器研究者に対する警鐘の乱打が、陥没・倒壊寸前の塔を救つたのである。(池田 龍夫「ジャーナリスト」)

放送時評

民放キー局軒並み減益 メディア利用実態調査

サラ金CMは花盛り

民放テレビキー局五社の三月期、二〇〇一年度連結決算(非上場のテレビ東京のみ単独)が出そろっている。九月中旬決算は前年度からのCM活況の余慶で好調だったが、八月以降は大きく落ち込んだ。景気低迷、情報通信産業を中心とする広告費減少に加えて、米同時多発テロ、狂牛病発生などトラブル多発。各社が年初の予測を下方修正した通りになった。

全社が経常・当期ともずらり減益。以下の数字は売上高・経常利益・当期利益の順。単位億円。カッコ内は前年度比増減。

日本テレビ＝三五八六(一・八%増)、六二六(八・〇%減)、三四六(三・八%減)。TBS＝二九二二(〇・六%増)、二九三(一六・九%減)、一四六(二三・五%減)。フジテレビ＝四三六九(〇・七%減)、四四六(一七・二%減)、一七三(一・七%減)。テレビ朝日＝二一九九(二・三%減)、二二七(三三・五%減)、五九四(四〇・三%減)。テレビ東京＝一〇一〇(三・〇

%増)、二八(五二・二%減)、一三(五六・一%減)。

売上高トップはフジテレビで十九年連続。ただしもうけがしらは日本テレビで他の追隨を許さぬ数字を示すが、経常利益、当期利益とも前期「民放史上最高」を示したのに比べるとダウンした。この局の売上高微増は、出資映画「千と千尋の神隠し」の大ヒットや関連子会社の成功などが寄与した。消費不振による広告市場の低迷から、各局ともCM収入に頼らない収益構造を模索する動きはこれから一層高まる。イベント、ソフト権利といった本業以外での増収もくるみである。

初の通期決算を迎えたBSデジタル各局は、受信機普及がままならずスポンサーの関心のうち外であって、営業費用が営業収入を大幅に上回り、ずらり赤字決算。番組に力を入れている順に当期損失は大きく、BS-1(TBS系)九十一億円、BS朝日六十四億円、BSジャパン(テレビ東京系)四十七億円と赤字が並び、覚悟の上とはいえ、さて陽転はいつのことか。

ところで、テレビ最大の収入源であるスポットCMの落ち込み。「ほとんどの業種で前期比四七%減」とされるが、多くの解説記事は「ただし消費者金融を除いて」と注釈付き。消費者金融とはすなわち「サラ金」。もひとつ言えば「高利貸」であり、庶民に金を貸さぬ銀行の間げきを縫って、年率一九・二%を上限とする高利で稼ぎまくっている。このことは、先ごろ公表された二

〇〇一年の高額納税者リストの上位に、消費者金融業者が並んでいることから分かる。

サラ金CMは、以前は民放は自粛してノー。それが「深夜ならOK」となったのだが、今やゴールデンウィークの人気番組にまかり通る。「ご利用は計画的に」などと申し訳的なメッセージは付いているものの、武富士、プロミス、アコムといった大手グループを頂点とする、多くのやみ金融の実態を知る人は少なからう。トップの会社が八千億円の売り上げに対して四千億円近い経常利益を上げていると聞いて、驚いた。

ふつうの消費産業とは全く異質なスポンサー。民放がこれに飛びつき、消費生活の底辺に直結するネガティブなCMを垂れ流している奇妙さは、改めて指摘されていいのではないか。

媒体特性の差が鮮明に

日本新聞協会広告委員会が昨年十月、「二〇〇一年全国メディア接触・評価調査」を実施、五月十日にその結果を発表している。全国の十五歳以上六十九歳以下の男女六千人を対象とする大がかりなもので、「広告、プロパrierの調査ではなく、新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・インターネットの五媒体への、人びとの接触、利用状況を調べた内容は、従来例が少なく、興味深い。

接触率と週間接触日数は多い順に以下。テレビ九・六%、六・七日。新聞(朝刊)九四・一%、五・八日。雑誌八一・三%、一・七日。ラジオ六四・九%、二・六日。インターネット五一・

三%、一・三三。

新聞とテレビ(NHK、民放)に対する評価上位五項目はこう並ぶ。

「新聞」 「情報源として欠かせない」 「地域や地元の仕事がよく分かる」 「社会に対する影響力がある」 「知的である」 「社会の一員としてこのメディアに触れていることは大切だ」

「NHK」 「情報が正確」 「情報内容が信頼できる」 「社会に対する影響力がある」 「情報が速い」 「知的である」

「民放」 「親しみやすい」 「楽しい」 「手軽に見聞きできる」 「社会に対する影響力がある」 「分かりやすい」

三者に共通するのは、マスコミとして当然のことながら「社会に対する影響力」の一つだけ。面白いのはNHKと民放の対比であり、前者に対しては信頼感、後者には親近感を入びとがより強く抱いているという媒体特性の差が、鮮明に浮き彫りになっている。そして印象・評価全体の関係性分析によると「新聞」と「NHK」とが近接していることも分かる。

なお他の三メディアの評価の一位は、ラジオ「コストがあまりかからない」、雑誌「楽しい」、インターネット「時代を先取りしている」。また新聞は「能動的」に接触するメディアであり、テレビは「ながら視聴」のメディアであること、従って新聞広告には「関心のあるもの」、テレビ広告には「インパクトのあるCM」が重視される。

「修正試案」の波紋

今通常国会の会期は六月十九日まで。しかし非力な小泉政権では国会議員、官僚たちのスキャンダル問題のツメも出ないまま終盤を迎え、重要案件は審議の結果を占う余裕すらなく目白押しである。延長必至の状況だが、四、五十日の延長では世論を納得させる結果は出ようはずもなく、成立、廃案、継続審議に何がどう当てられるか、の幕切れは目に見えている。

メディア界が自らの問題として、また民主国家の本質にかかる問題として、血相を変え、挙げて反発しているのが個人情報保護法案、人権擁護法案の「メディア規制二法案」。その動きについては前号でざっと紹介したが、とにかく空前の大騒動。五月二十二日には外国特派員協会までがこれに同調する声明文を出した。――我々、在日外国報道機関のメンバーは、両法案に対し、日本メディアの同僚が表明している懸念を共有するものであります。これらの法案が立法された場合には、日本における報道の自由に対する重大な脅威となるものと我々は信じます」という趣旨。

ところが、不測の事態が飛び出した。読売新聞が五月十二日付朝刊で両法案についての「修正試案」を大々的に発表、社説で「欠陥を是正して成立めざせ」とうたったのである。

あえて詳述は省き、それが、両法案の持つ、そのゆえにメディア界が総力挙げて反対している根本的問題はそのままにして、メディア規制にか

かわる一部分のみを修正し、成立を認めようとする内容、と記すにとどめる。市民権としての言論・表現の自由を守るといふ視点は欠落し、一部だけの損得勘定を言うことで「大綱」の存置に迎合したと見る向きは多い。少なくとも小泉首相が早々にこれに飛びつき、法案修正を支持した点からもこれはうなずける。

――新聞社の意見・所論である以上、これまた言論・表現の自由に属することで、いくら両法案に対する反対が世を覆う大勢であるうと、それ自体異とするに足りない。だが問題は、反対の中核が日本新聞協会であり、その会長が読売新聞・渡邊恒雄社長だということである。

同協会は年初来メディア規制立法批判を貫き、両法案が国会審議入りした前後の四月二十四日、「反対」の緊急声明を発している。八七年の朝日新聞阪神支局・記者殺傷事件以来十五年ぶりのこと。渡邊会長は加盟各紙に「声明の全文掲載」を要請した。

それなのにどうして? である。裏側で、例えば「再販制度の維持など何らかの取引があったか」(田島泰彦上智大教授)などの憶測もあるようだ。にわかに信じ難い。はっきりしているのはこれによって新聞界が分断され、「日テレ民放連」と言われる民間放送連盟にもその懸念が生じそうなこと。新聞協会、民放連を差配する読売グループであつてみれば、もしそうなれば政府の思いつくばではないのか。(大森 幸男 放送評論家)

市民の視点欠いた大学改革 国立大法人化と学問の自由

佐々木 央

(共同通信社社会部)

すべての国立大が国の直轄から切り離され、二〇〇四年春に法人化されることになった。これと並行するように大学の再編・統合も進んでいる。

戦後、一度も手を付けられることがなかった大学の基本的な枠組みが大きく変化しつつあり、改革の急流に乗り遅れまいと、各大学は懸命だ。数年後には、全国の大学の地図は大きく塗り替えられることになるだろう。個別の大学についても、研究や教育の内実はどうあれ、外見は相当に変容していると想像される。

この間、政府・与党は大学改革を強力に推し進めようとした。文部科学省は、自民党と大学側の両方の顔を立てながら、自らの既得権を守り、あくよくば大学へのコントロールを強めようとしている。大学の関係者は抵抗しつつも、一定の保障を得ることを確認し、最後は同意した。

改革の過程を検証すると、関係者の利害の調整が中心の課題となり、市民が不在だったことが浮かび上がる。それはそのまま、現在のアカデミズムが抱える欠陥を反映しているようにみえる。関連して、より根本的な、憲法上の問題が、看過ないし軽視されてきたことも指摘したい。

憲法二三条は「学問の自由はこれを保障する」と規定した。「思想信条の自由」を保障しながら、特に学問の自由のために別条を割いたのは、自由闊達な学問研究こそが民主主義社会の基礎となり、日本の目指す文化国家の建設には必要だとする考え方による。いま、ブルドーザーで地ならしするように進む大学改革は、この原則とどう関係するのか。

その視点から国立大の法人化というテーマをとらえ直すと、そこには改革過程の「市民不在」という欠陥と、同根の問題があるということに気付かされる。法人化問題の経過を、主として憲法的な視点から振り返ってみたい。

初めに行革ありき

国立大法人化構想のスタートは、橋本内閣の行政改革会議だった。行革会議は、国立大を「独立行政法人」にする方向を打ち出し、その理由として、「人事や学校運営、会計面の硬直性を抜本的に改善する必要がある」ことを挙げた。

独立行政法人制度は、国の行政機関から現業やサービスの実施部門を切り離し、経営感覚を持つた法人とすることによって効率性を高めることを

狙っており、大学はこれに合致するとみなされたのである。

既によく知られていることだが、この理由は後付けで、政治的にはまず、国家公務員の削減という至上命題があった。

国立大は、付属学校などを含めると十三万五千人の教職員を抱える。国家公務員の総数は約百万五万だから、国立大を切り離すだけで一〇%以上の大幅削減という成果を示すことができる。

しかし、この構想には文部省と大学が一体となつて猛反対した。「大学は行政機関ではない」「効率を優先する独立行政法人では、個性的な教育と自由な研究を展開するという大学の使命を果たすことができない」。こつした反論を受け、一九九七年末の行革会議最終報告は「長期的に検討すべき課題」として、結論を先送りした。

文部省と国大協は条件闘争へ
立ち消えになったと思われた法人化構想が息を吹き返したのは、次の小淵内閣が「国家公務員定数の二〇%削減」を公約し、さらに九九年初め、自民、自由両党の政策合意を受け、目標を「二五%」にかさ上げしたためだった。

九九年夏、政府・自民党の強い意向に抗しきれないとみた文部省と国立大学協会(国大協)は、足並みをそろえるように条件闘争に転じる。

まず八月に、文部省が法人化問題を検討するために文相の私的懇談会を設置することを決定すると、国大協も九月には法人化する場合の特例措置

を求める報告書を公表。これを受けて文部省も同月、人事や研究・教育に関する自治の尊重などを柱とする法人化案を示すという早業だった。

舞台は自民党に移り、同党の行政改革推進本部と、文部省の意向を酌んだ文教族とが険しいやりとりを重ね、二〇〇〇年春、独立行政法人の制度をそのまま適用せず、大学の特性に配慮した法律を制定することで、ようやく決着する。

その後、文部省内に調査検討会議が設置され、今年三月にその最終報告がまとまった。

こうした経過をみて、それが自民党と文部省と国立大の利益折衷型となったことは想像できると思う。

そこには教職員の身分保障や予算の配分、学長人事、学内組織の問題はあっても、学問の自由の問題は存在しなかった。いや、正確には「研究者の学問の自由」については顧慮されたが、「市民のための学問の自由」については論じられることがなかったと言っべきだろう。

市民の関心は薄く

市民の側は、こうした大学改革の動きに、さして関心を払っていない。

法人化したら国立大の授業料は高くなるのか安くなるのか、受験競争は緩和されるのか、就職には有利になるのか。わたしたちの関心はせいぜいその辺りにとどまった。そうした問題が重要でないとは言わないが、この改革が「学の独立」を脅かし、民主主義社会の基礎を突き崩す可能性さえ

はらんでいるという危機感はなかった。

社会全体に、大学の激変に対する問題意識も危機感も希薄なのはなぜか。その責めの多くは、大学自身が負わなければならないだろう。

教壇では、教授が毎年同じ内容の講義を繰り返すし、一方で先端的な研究はますます細分化・専門化して、市民社会と遊離してきた。戦後の歴史の中で、日本のアカデミズムが、言論活動によって民主主義社会の基礎たる機能を十全に果たし、市民社会から信頼を得てきたとは言い難い。

それならば、科学技術研究などで経済活動を飛躍的に活性化するような学問的成果を上げたのか、あるいは豊かな文化を創造してきたのか、と問えば、今の日本の経済的・文化的状況に寄与したのは、主として企業人や文化人たちの主体的な努力の積み重ねであったと言わざるを得ない。アカデミズムはせいぜい、状況を理論的に後付けたり、海外の成果を紹介したりするだけに終わり、研究者の数や経費の額に相応する存在感を示してはこなかった。

オウム問題では影薄く

例を挙げたい。

いまはアレフという名に変わった「オウム真理教」の関係者に対し、自治体が住民票の転入届を拒否したり、子供たちの就学を拒否したりしたことがあった。どちらも明白な憲法違反であり、社会的なリンチとさえ言える行為だったが、社会には教団に対する強い拒否感があり、これらの自治

体の措置を容認する空気が大勢だった。

当時、この問題について憲法学や行政学の専門家はほとんど発言しなかった。公共機関である自治体が、明らかに憲法に違反しているとき、専門家はそれぞれの責任において、何らかの見解を示すべきではなかったのか。たとえそれが社会全体の空気に逆らうようなものであっても。

ドイツのボン基本法は一八条で、「この基本法の人権条項は民主的権利を破壊することを目的として活動する人間には保障しない」とし、自ら定められた原則の例外を肯定した。最も民主的とされたワイマール憲法下で、ヒトラーによる独裁を招いたことに対する反省からだという。それが正しいかどうかは別として、こうした事実も提示し、自治体の「悪魔には人権はない」という態度が正しいのかどうか論議を提起し、それを深めていくことぐらいは可能だったはずだ。社会が一方向に流れているときほど、歴史的・比較的研究に基づいた専門家の冷静な視点が必要となる。

本質に触れない原子力研究者

理化学研究の分野でも同様と思われる。例えば、国策とされた「原子力の平和利用」について、科学者はどう対応してきたか。

原発政策はいまや、完全に行き詰まったかにみえる。プルトニウム利用の見通しが立たず、それを当て込んだ高速増殖炉も、わが国独自の技術とされた新型転換炉も実用化のメリットはなくなつた。半減期が二万年を超える猛毒のプルトニウム

と、どうしたら安全に共存していけるのだろうか。さらに、続発する原子力施設の事故は、大事故への不安を増幅している。

こうした事態をほぼ正確に予測し、警鐘を鳴らし続けたのは、アカデミズムを去って在野で市民科学者として生きた故高木仁三郎さんである。もちろん大学の研究者の中でも、勇敢に問題点を指摘し続けた人はいたが、少数だった。そして彼らは、助手や講師という身分に留め置かれた。

学会を牛耳る教授たちは、事故が起きるたびに原因を解析し、びぼう策を提言したが、日本の原子力技術や原子力政策の本質的な問題には触れようとはしなかった。研究分野が細分化しすぎて、学会内部からは学問の全体像を語るができなくなっていたのかもしれないが。

憲法違反の可能性も

国立大法人化の制度的な枠組みを定めた文科省の調査検討会議の最終報告に戻ろう。

二点だけ指摘しておきたい。

報告は、基本的な考え方として「法人化は、各大学が個性豊かな大学として発展するための改革であり、教育研究に競争原理を導入し、評価結果に基づく重点的な資源配分を徹底する」と述べている。

この考え方は、憲法の「学問の自由」の保障に抵触する可能性がある。

学問の自由の規定は、京大の「滝川事件」や美濃部達吉博士の「天皇機関説事件」など、戦前、

国が学問に対して権力的に介入するという事態がしばしば起こったことに対する反省から生まれており、基本的には国の介入を排除する権利、すなわち「自由権」に属する。しかし、大学や研究機関に属する研究者が、学問を自由に行うためには、研究設備や研究費は不可欠であって、学問の自由は、国立大の研究者が国に対し必要な物的施設や研究費を請求する権利をも保障しているとする学説がある。

この学説によれば、目先で成果が上がる研究や、国家にとつて都合のいい研究だけに国が資源を配分し、そうでない研究者には研究室や費用を与えない場合は、違憲と判断されることになる。

前述の例を使えば、原子力利用推進の立場の学者に多額の研究費を与え、批判的な研究者には研究費を与えないといったケースは違憲となり得る。

市民社会に基礎置く大学に

もう一点は「中期目標・中期計画」について。

中期目標・計画という用語は分かりにくい、最終報告によると、両者はいずれも期間六年で、中期目標は「各大学の基本理念や長期的な目標を達成するためのステップ」と定義され、中期計画は「中期目標を実現するための具体的な計画」だという。

独立行政法人の枠組みでは、中期目標・計画は主務大臣が決定するとしており、大学にそのまま適用すると、学問の自由や大学の自治を侵害するとされた。そのため最終報告は「中期目標は大学

の原案を十分に尊重して文部科学相が定める」とし、「中期計画は文部科学相が認可する」と修正を加えた。

だが、それでも学問の自由の侵害という重大な問題をクリアしたとはいえない。中期目標を定め、それに基づく中期計画にも関与することで、国はいつでも大学の首根っこを押さえることが可能になった。

法人化のメリットとして、学科設置が自由化されたり、教職員の兼業が可能になったりして、教育研究の自由度が拡大すると喧伝されたが、結果としてもっと大切なものを売り渡してしまったのではない。大学人は「学問の自由」の旗を掲げて国に抵抗するという姿勢は示していない。学問の自由は、大学人にとつてすら、守るべき内実を失ってしまったのだろうか。

こうした大学の停滞状況が、法人化を含む一連の「上からの改革」を準備したのだとすれば、それは大学が自ら招いた「黒船」だといえる。それでも、この「黒船」を好機として、大学自身が再び学問の自由の担い手として、自己変革していく可能性も、わずかが残されている。

そのためには、学問の自由の基礎が市民社会にあるという原点に立ち返り、市民の視点に立つて組織や教育研究の在り方を見直す必要がある。大学の目指す道は、政治との駆け引きで組織の維持拡大を図ることではない。そんなことなら、普通の独立行政法人にした方がよかつたのだ。



英、放送法改正案が議会に

民間TV全面自由化実現か

イギリスでテッサ・ジョウエル文化相が五月七日に議会に提出した放送法改正案によって、世界で最もリベラルとも称される放送制度実現への検討が始まった。

イギリスでは現在、地上波による全国的テレビ放送は、公共放送がBBC二チャンネルと広告を財源とするチャンネル4、民間テレビが十六局の連合体であるチャンネル3(通称ITV)とチャンネル5の合計五チャンネルで行われている。このうちチャンネル3のITVとチャンネル5をほぼ全面的に自由化してしまおうというのが、今回の改正案の主要内容である。

その自由化のポイントは三点に絞られる。第一に、これまでは参入が認められなかったヨーロッパ以外の海外資本にも広く門戸を開放する。これにより、世界最大といわれるアメリカのAOLタイム・ワーナーやマードックが支配するオーストラリアのニューズ・コーポレーションなどの世界的コングロマリットがITVやチャンネル5に参入する道が開かれることになる。

第二には、大規模な新聞グループなどの異業種メディアが放送事業に進出することができるよう

になる。これまでは全国紙分野で二〇%を超えるシェアをもつ企業は、地上波の放送事業に参入することができなかったが、この制約が解除され、高級紙タイムズやイギリス最大の大眾紙サンなどを支配するニューズ・コーポレーションの地上波テレビへの進出などが可能になる。しかしBBCのライバル的な位置にあるITVについては、二〇%シェアの制限が存続するため、具体的な進出先はチャンネル5の方になる。

第三に、BBCに対抗する主要民間テレビITVの完全な一局支配までが可能になる。ITVは地域別に独占的な運営を認可された十五局と、全地域局に全国ニュース等を提供するニュース専門局一局で構成され、当初はすべて経営的に独立した存在であった。しかし二度にわたる放送法の改正により、一九九六年から全視聴者の一五%を超えない限り、所有局数が無制限になった結果、現在はカールトンとグラナダの二大グループがITVの世界を支配する状態になっている。ところが今回の改正により、複数所有は完全に制約がなくなり、ITV全局を一資本が支配することも可能となる。

右の二グループは九八年十一月から共同で地上波デジタル有料テレビ「オンデジタル」をスタートさせたが、経営が破たんし、清算に追い込まれている事情から、両グループが合併に動くであろうと予想する向きも生まれている。

議案を提出したジョウエル文化相は「イギリス

のメディアはあまりにも長い間、過度に規制され、競争から保護されすぎてきた」と全面開放の理由を語る。

しかし、このような開放政策に対する疑念もみられる。経済専門紙フィナンシャル・タイムズは、この法案を「放送を他の一般的な産業と同じに扱うようになった証拠」と指摘する評論と、AOLタイム・ワーナー、ニューズ・コーポレーション、ドイツの世界的コンツェルンであるベルテルスマンなどの首輪を下げた猫が周りで狙っているなかで、イギリスの放送局が止まり木に止まっている鳥がこの網がたがなれば持ち上げられている風刺画を載せている。

またマードックが地上波放送への進出を願望してきた事情に関連させて、全国紙分野の二〇%制限を廃止する改定をマードックに対する特別措置と指摘する声もある。

さらに、現在チャンネル5の株の六五%はルクセンブルク生まれの国際的放送グループRTLが所有し、このRTLの資本の六五%はベルテルスマンが所有するなど、背後には国際レベルの錯綜した所有関係もあり、一層の自由化による海外資本の進出は、イギリスの放送に予想し難い変容をもたらす可能性もある。

こうした事情から、この法案に対する議会の関心も高く、審議日程は来年の秋にまで及ぶともみられている。果たしてどの程度の自由化が実現するのであるうか。(広瀬 英彦「東洋大学教授」)



発行部数、紙数ともに伸びた

昨年の中国新聞界

中国・新聞出版総署はこのほど、二〇〇一年の新聞発行状況を発表した。

六月四日付新聞出版報によると、二〇〇一年、中国で発行された新聞は二千百一十一紙、年間総発行部数は三百五十一億六百万部、総ページ数は三千七百五十六億ページ、用紙消費量は二百五十九千六百トンだった。

紙数が、前年比五・二%増で、一九九六年以来五年ぶりに前年を上回った。ページ数も一七・四%増と依然高い伸び。発行部数は六・六%増で二年以来最高の伸びを示した(グラフ参照)。

紙数を、規模別に見ると、減ったのは省級紙だけで、前年比二・〇%減(前年は一・九%減)。ほかは四六・三%増(同一四・九%増)と著しく伸びた県級紙を筆頭に、全国紙一・九%増(前年比二・四%減)、市級紙四・九%増(同三・七%減)とみな増えた。

また、紙数を分野別に見ると、総合紙は増え、専門紙は減る傾向が続いた。

部数は、全国紙〇・二%減(前年五・七%減)だけが前年割れ。省級紙一〇・二%増(同六・三%増)、県級紙一四・三%増(同三・一%増)

が二ケタ増。市級紙も四・九%増(同四・四%増)だった。

ページ数は、全国紙一・三%増(前年四・二%減)、省級紙二・四%増(同三・〇%増)、市級紙一八・三%増(同三四・六%増)、県級紙一九・〇%増(同三七・八%増)とすべて前年を上回った。

また、日刊紙数は四百六十四紙で過去最高。なお、国際新聞発行者協会の定義による「日刊紙」(週四回発行)数は九百七十五紙となった。

(木原 正博「新聞協会総務部」)

中国の新聞紙数・部数・ページ数伸び推移(グラフ)

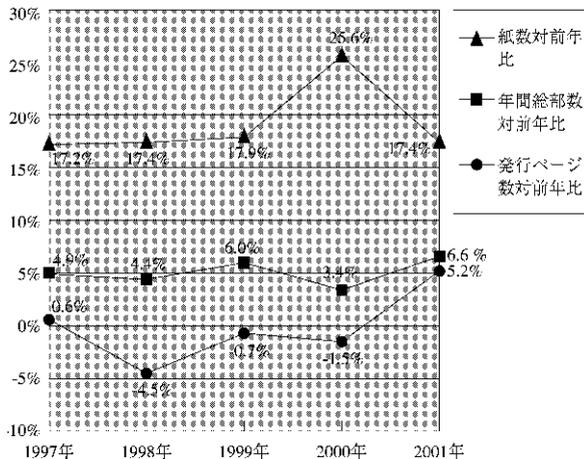


表1 中国の新聞紙数・部数・ページ数等

	紙数(紙)	平均期総部数(万部)	年間総部数(億部)	発行ページ数(億ページ)	用紙消費量(万トン)	日刊紙数(紙)	週6刊紙数(紙)	週3未満紙数(紙)
1997年	2,149	18,259	287.59	1,839.24	105.76	305	203	1,451
1998年	2,053	18,211	300.38	2,160.00	124.2	330	222	1,313
1999年	2,038	18,632	318.38	2,546.72	146.44	384	215	1,233
2000年	2,007	17,914	329.29	3,199.32	183.96	436	234	(週3以下1,098)
2001年	2,111	18,130	351.06	3,755.84	215.96	464	251	(週3以下1,136)

表2 2001年 規模別・分野別の紙数・部数・ページ数等(= マイナス)

	規模別				分野別(全国紙+省級紙)	
	全国紙	省級紙	市級紙	県級紙	総合紙	専門紙
紙数(紙)	210	782	882	237	323	669
総部数(億部)	59.57	167.17	115.54	8.78	149.65	77.09
換算ページ数(億ページ)	465.08	1917.36	1342.36	31.08	1781.56	600.88
紙数伸び率	1.9%	2.0%	4.9%	46.3%	0.3%	1.9%
総部数伸び率	0.2%	10.2%	4.9%	14.3%	7.4%	6.9%
総ページ数伸び率	1.3%	21.4%	18.3%	19.0%	17.1%	16.2%

調査会元理事長

新井 正義氏 死去



新聞通信調査会元理事長の新井正義氏は急性腎不全のため六月十三日午後一時五十分、横浜市緑区の横浜新緑総合病院で死去した。九十七歳だった。

喪主は長男、一正氏。自宅は渋谷区神宮前五丁目一〇一〇。

告別式は六月十八日午後一時から目黒区中目黒の実相会館別館たちばなで無宗教で行われ、酒井新二共同通信社元社長、成田安賢新聞通信調査会元評議員らが弔辞を述べた。

新井氏は明治三十八年三月埼玉県生まれ。昭和八年東大文学部卒。同年新聞聯合社入社。十一年電通と合併した同盟通信社に移り、二十年同社政経部長。

戦後、同盟解散に伴い共同通信社に入り、政治部長、二十八年編集局長、三十三年常務理事。四十一年共同退社後はNHK解説委員、今週の日本編集局長などを経て、平成六年九月から九年五月まで新聞通信調査会理事長。また、電通取締役も務めた。

久保木 菊伊氏(共同通信社元広島支社部長待遇、元同盟通信社大阪支社写真部員)急性心筋梗塞のため五月二日死去。九十三歳。喪主は二男、俊介氏。自宅は東広島市西条西本町二五一一。

三輪 啓氏(時事通信社元人事部長、元同盟通信社内経部員)心不全のため六月三日死去。八十二歳。喪主は妻、綾さん。自宅は町田市山崎町一九六四一五、山崎団地一八三三〇八。

円谷 文夫氏(時事通信社元外信部長、元同盟通信社外信部員)結腸がんのため六月十七日死去。八十一歳。喪主は長男、英夫氏。自宅は世田谷区中町三一一九一。

新聞通信調査会は六月二十五日、同盟クラブで講演会を開き、共同通信社政治部長、後藤謙次氏が「小泉内閣の実像」と題し、講演した。

14年度の古野奨学生「同盟育成会

- 榎谷 仁美(フェリス女学院大)、折目 直樹(新潟大)、小口 太郎(早大)、稲田 啓子(横浜市大大学院)、水藤 広(千葉大)、藤岡 のどか(立大)、永井 航(広島大)、松村 大(東海大大学院)、田辺 優太(法大)、伊藤 義恭(東京工大大学院)、斉藤 光城(慶大)、羽生 沙

(専修大)、奥原 慎平(京大)、原田 諭(京都産業大)、小田中 育美(京都工芸繊維大)、森有香(嘉悦大)、相沢 良平(慶大)、新井 麻衣子(国際基督教大)、青木 悟(九州共立大) 以上19人

新聞通信選書目録

- 一、国際報道と新聞 二、 円 R・W・デズモンド著 小糸忠吾訳
- 二、国際報道の危機(上) (下) 各二、五 円 J・リクスタット、M・H・アンダーソン共編 堀川敏雄訳・監修
- 四、アメリカの新聞倫理 二、 円 J・L・ハルテン著 橋本正邦訳
- 五、国際報道の裏表 二、五 円 J・フェンビー著 小糸忠吾、橋本正邦、堀川敏雄共訳
- 六、さらばフリート街 二、五〇〇円 —英新聞興亡の400年— T・グレー著 江口浩、中川一郎共訳
- 七、放送界この20年 二、五〇〇円 放送史・月録1972〜93(上)(下) 同 各二、五〇〇円 大森幸男著
- 八、同



歓談する会員たち

同盟クラブは、六月十三日正午から東京の日本プレスセンターで、平成十四年度の会員総会を開いた。出席者は百四十七人だった。
総会は猪目寛理事の開会あいさつのあと、十三年度決算および十四年度予算を異議なく了承。次いで、検査入院で出席できなかった犬養康彦会長に代わって、堀義明理事が要旨次の通りあいさつした。

一、現在、同盟クラブ会員は五百人そこそこで伸び悩んでいる。クラブが発足した昭和三十

十六年当時は、旧同盟通信社OBが大半を占めていたこともあって、旧同盟関係者でなければ会員になれない、と受け取っていた向きが多かったように思う。しかし、それは違う。今は共同、時事両通信社の現役・OBが会員の大半を占めている。

一、クラブは現在、共同、時事両社のほか、その関連会社および同盟学寮の現役・OBや旧同盟関係者のご子弟、ジャーナリズムに深い関心を抱いている人たちも会員対象とし、門戸を広く開いている。
一、会員増について、皆さん方のご協力をぜひお願いしたい。

続いて、新聞通信調査会の前田耕一理事長の音頭で乾杯し、懇親会に移った。散会は午後二時すぎだった。

虎ノ門句会

平成14年5月16日 同盟クラブ

老いてなほスキップしたし朝五月 六郎
刻を止め翡翠的を絞りをり
観覧車ゆるると昇り朴の花
母の日と風邪に臥したり妣を恋ふ 多圭子
かたばみの葉蔭にありし尾の消ゆる
いつか見しばらの色赤き花屋の灯
との曇り汐入池に残る鴨 博一
憂きことも あくりだし、する難ながし
葉ざくらに樹海の孤独ありにけり

歩行者の天国となる街薄暮 義明
短夜や早朝散歩のいきいきと
妻逝きて七年咲けり桜草
6月1日付(第四七五号)メディア談話室の13ページ、上段11行目「いかに構成さを」は「いかに公正さを」に訂正。

目次(七月号)

税制改革の行方	堀 義男	1
実名報道の理念と問題点	権田 萬治	4
「芸の力」について	朝田 富次	7
オンブズマン世界組織大会	波津 博明	8
国立法人化と学問の自由	佐々木 央	18
【メディア談話室】		
「政府首脳」と懇談取材	藤田 博司	12
【プレスウオッチング】		
砕かれた「日本原人」	池田 龍夫	14
【放送時評】		
民放キー局軒並み減益	大森 幸男	16
【海外情報】		
広告売り上げが好調	金山 勉	11
英、放送法改正案が議会に	広瀬 英彦	21
発行部数、紙数ともに伸びた	木原 正博	22

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とち)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六
振替口座 (三)三五九三―八(代)
(晩翠ビル四階)
印刷所 株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2002